

令和元年度サーベイメータ及びデジタル式警報線量計保守点検業務委託契約書（案）

愛媛県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次の条項により、甲の所有するサーベイメータ及びデジタル式警報線量計（以下「サーベイメータ等」という。）の保守点検に関する委託契約を締結し、信義に従い誠実に履行するものとする。

（目的）

第1条 この契約は、乙が甲の所有するサーベイメータ等を別紙仕様書に従い保守点検を実施し、もって当該機器の正常な機能を保守することを目的とする。

（履行期限）

第2条 契約の日から令和 年 月 日（ ）までとする。

（委託料）

第3条 委託料は、金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）とする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、 する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、保守点検の業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（保守点検の実施）

第7条 乙は、サーベイメータ等の点検に適した場所において、専門の技術員が点検調整等当該機器の整備を行うものとする。

2 前項の保守点検を実施するに当たり、乙は、前もって甲に保守点検実施日、技術員の職氏名等を連絡するものとする。

3 甲の都合により、保守点検日を、甲・乙協議のうえ、変更できるものとする。

4 乙は、第1項の保守点検が完了したときは、当該保守点検の内容を記載した保守点検実施報告書を甲に提出し、その検査を受けなければならない。

5 乙は、前項の検査の結果、甲からは是正又は改善等の指摘を受けたときは、遅滞なく是正し、又は改善し、その旨を甲に通知し、その再検査を受けなければならない。

（事業の変更・中止等）

第8条 甲は、必要がある場合には、保守点検の内容を変更し、又は一時中止できるものとし、乙にその旨を通知するものとする。

（委託料の支払い）

第9条 乙は、第7条第4項又は第5項の規定による検査に合格したときは、速やかに第3条に定める委託料を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求書を受領した日から起算して30日以内に支払わなければならない。

（契約の解除）

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、文書によって相手方に通知することにより、この契約を解除することができる。

（1）乙が、契約期間内に契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。

- (2) 乙が、正当な理由なくこの契約の条項に違反したとき。
- 2 乙は、前項の規定により、契約を解除された場合は、委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に、支払わなければならない。

(補 則)

第 11 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義に関しては、必要に応じ甲・乙協議して定める。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保有する。

令和 年 月 日

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

甲 愛 媛 県  
知 事

乙